

一定以上の所得がある方は、8月から自己負担が2割になります

介護サービスの利用者負担

お問合せ 介護保険課 ☎21-3023

介護サービスの利用者負担割合の変更

8月から、第1号被保険者で合計所得金額が160万円以上の方は2割負担となります。なお次の要件に当てはまる方は1割負担のままです。

- ▷合計所得金額が160万円未満の方
- ▷合計所得金額が160万円以上の方で、世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の場合
現在、要介護認定を受けている方には、8月上旬までに負担割合証を送付します。

高額介護（介護予防）サービス費の支給

1カ月間に利用した介護サービスの利用者負担額（自己負担分）が上限額を超えた場合、申請により高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

8月から、同一世帯内に第1号被保険者で課税所得が145万円以上の方がいる場合は自己負担上限額が変わります。ただし、世帯内の第1号被保険者の収入が383万円（2人以上は520万円）未満の場合は申請により以前の上限額となります。

施設入所者の食費・居住費の軽減

介護保険施設や短期入所施設に入所した場合に、利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は、申請により食費・居住費の負担が軽減されます。※8月から申請様式が変更となるほか、申請時に預貯金等の金額が確認できるもの（通帳の写し等）が必要となります。

- また、8月から、次のいずれかの要件に当てはまる方は負担限度額の適用を受けられません。
- ▷預貯金等が単身で1千万円、夫婦で2千万円を超える場合
 - ▷世帯分離している配偶者が課税されている場合

介護マークを配付しています

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、「トイレでの付添い」や「下着の購入」などの場面で、誤解や偏見を持たれることがあります。市では介護中であることを周囲に理解していただけるよう「介護マーク」（首から提げられる名札ホルダー入り）を無償で配付しています。

対象 高齢者や障がい者等を介護している家族の方

配付場所 市役所、各支所、
各高齢者あんしん相談窓口
地域包括支援センター

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3081



社会福祉法人による利用者負担額の軽減

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に、次の要件にあてはまる方は申請により利用者負担が軽減されます。

ただし、施設入所者等に係る食費・居住費（滞在費）は、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り軽減の対象となります。

対象

- ①市町村民税世帯非課税者で次の要件全てを満たし、その方の収入や世帯状況を勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。
▷年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下▷預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下▷日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない▷負担能力のある親族等に扶養されていない▷介護保険料を滞納していない

②生活保護受給の方

減額割合 ①利用者負担額の25%、食費・居住費（滞在費）の25%※高齢福祉年金受給の方は各50%

②居住費（滞在費）の全額（個室利用の場合のみ）

※ 現在交付している「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の有効期限は7月31日(金)です。引続き減額認定を受ける場合は、8月中に手続きしてください。

消費者金融のカードやクレジットカードを他人に渡さないで!



消費者金融のカードやクレジットカードを他人に渡した場合、無断で使われたとしても、支払義務はカードの名義人にあります。

また、知り合いの代わりに、自分名義で車のローンや携帯電話の契約を結ぶことも同様です。

「迷惑はかけない」、「簡単なアルバイト」などと頼まれても、絶対に自分のカードを他人に渡したり、他人のために名義を貸したりしてはいけません。

借金問題でお悩みなら、今すぐ市役所へご相談を!

借金相談専用ダイヤル ☎21-3160

平日 午前8時45分～午後5時半
くらし安心課（市役所1階）

相談無料
秘密厳守